投資補正係数	別して算定するものとする。
「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数	当該新市町村の指定都市立小学校教職員数又は指定都市立中学校教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「小学校費」又は「中学校費」のうち学級数を測定単位とするものに係る当該測定単位の数値によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立特別支援学校（小・中学部）教職員数又は指定都市立特別支援学校（高等部）教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る市町村立特別支援学校（小・中学部）学級数又は市町村立特別支援学校（高等部）学級数によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立小・中学校教職員平均給与月額又は指定都市立特別支援学校教職員平均給与月額を合併関係市町村の当該額（ただし、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該額を零とする。）として算定するものとする。
「その他の教育費」のうち幼稚園等の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数	当該新市町村の「その他の教育費」に係る経常態容補正係数とする。
「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る投資補正Ⅱ係数	当該新市町村の特別支援学校の幼稚部の学級数、特別支援学校の小学部及び中学部の学級数及び特別支援学校の高等部の学級数を当該特別支援学校の所在する合併関係市町村に分別して算定するものとする。
「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱ	零とする。
「徴税費」に係る経	当該新市町村の基準財政需要額から当該新市町村の段階補正係

（小・中学部）学級数又は市町村立特別支援学校（高等部）学級数によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立小・中学校教職員平均給与月額又は指定都市立特別支援学校教職員平均給与月額を合併関係市町村の当該額（ただし、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該額を零とする。）として算定するものとし、「その他の教育費」に係る経常態容補正係数は、当該新市町村の「その他の教育費」に係る経常態容補正Ⅱ係数とし、当該新市町村の特別支援学校の幼稚部の学級数、特別支援学校の小学部及び中学部の学級数及び特別支援学校の高等部の学級数を当該特別支援学校の所在する合併関係市町村に分別して算定するものとし、「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、零とし、「徴税費」に係る経常態容補正係数は、当該新市町村の基準財政需要額から当該新市町村の段階補正係数、密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じた数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位及び単位費用を乗じて得た額を控除した額を各合併関係市町村の世帯数で按分し、当該按分して得た額を、当該合併関係市町村の段階補正係数、密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じた数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位及び単位費用を乗じて得た額で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた数とし、「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多い団体の連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定するもの（ただし、合併後に中核市又は特例市（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）に指定された新市に係る合併関係市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該合併関係市町村のうち人口が最も多いものの連携中枢都市圏人口を当該新市町村における連携中枢都市圏の圏域人口として総務大臣が調査した数とし、その他の合併関係市町村の連携中枢都市圏人口を零として算定した率に、当該新市の基準財政需要額から当該新市の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」、「生活保護費」、「社会福祉費」、「保健衛生費」、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの、「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除して得た額を当該新市に係る合併関係市町村ごとの人口で按分して得た当該合併関係市町村の額（当該合併関係市町村が施行時特例市であつた場合には、当該額から、当該合併関係市町村の基準財政需要額から当該合併関係市町村の法令による行政権能等の差による地域区分が「都市計画費」及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものにあつてはその他の市町村であるものとし、かつ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財政需要額を控除した額）と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号